

## 「第四次環境基本計画策定に向けた考え方（計画策定に向けた中間とりまとめ）」に対する意見募集の結果

### 1. 意見募集の対象

第四次環境基本計画策定に向けた考え方（計画策定に向けた中間とりまとめ）

### 2. 意見募集期間

平成23年8月9日(火)～平成23年9月7日(水)

### 3. 結果の概要

- 意見の提出（メール・FAX） 15通 （意見の提出者数 13者）  
(内訳) ・団体 3通  
　　　　・個人 12通（うち3通は同一者から提出）

#### ○意見の内容

別紙のとおり

- ・主な意見 …… p1
- ・意見一覧 …… p5



## (別紙) 主な意見

※ポイントと思われる箇所に下線

※カッコ () 内の数字は意見一覧の番号

### 「はじめに」

- 原発事故による放射性物質放出により、土、水等が汚染された状況に言及すべき。 (1 - (6))

### 「状況」

- 「世界の状況」、「我が国の状況」の部分について、世界と我が国の政策のつながりが見えない構成となっている。日本の環境政策がどのように世界に影響を与えていているのか、という部分を意識しなければ、海外発信の意味は低くなる。より世界のステークホルダーを意識した基本計画にすべき。 (1 - (1))

### 「震災」

- 福島原子力発電所の事故を、天災と人災の部分を明確に分けて、記述すべき。 (1 - (6))
- 原子力発電に頼らない社会を作ることを明記すべき。一時的に化石燃料に頼る電力構成になっても、地球温暖化防止のための二酸化炭素排出量の中長期目標は変えず、再生可能エネルギーへの転換をはかることを進める計画とすべき。 (4 - (5))
- 東日本大震災を経て、社会全体でエネルギー問題について真剣に考えなければならないという機運が高まっており、環境省としても経済や社会の全体的な方向転換を念頭に置いた再生可能エネルギーの導入を推進すべきである。そのためには、現在、再生可能エネルギーの導入・推進を、環境省の所管、あるいは少なくとも、経済産業省との共管とし、地球温暖化対策にとどまらず、もっと広い視点から、持続可能な社会を実現するための政策を実施すべきである。 (5)
- 放射能による汚染が現在の日本の最大の環境問題であり、①放射線マップを環境省が作成。②高い放射線量地域の除染を環境省が実施。③原発の厳重な規制を行い、廃炉へと導くべき。 (12)

### 「展開の方向」

- 「多様な主体」という言葉が特に、参画の面で使用されているが、「多様な主体」間におけるパワーバランスが、市民の参画の障害物になっていることが多い。第四次計画では、企業や経済活動の記述が多く、環境面での「国際競争」を意識していることが色濃くでている。しかし、市民の参画はまだ日本で十分達成できているとはいえない。この面をもつ

と強く出すべきである。 (1-(5))

○「ストックとしての国土の価値」という言い方は、理解しづらい。 (1-(7))

○「地球温暖化対策のための税(P15)」や「2050年まで1990年比で80%削減する目標(P13)」また、京都議定書での我が国の削減目標(△6%)やポスト京都での削減目標(△25%)についても、原発の稼働状況を踏まえ、その実現可能性や政策的妥当性について、改めて十分な検討が行われるべきである。 (2-1 (1) ③)

○「地球環境全体の利益」を図るという共通の目的のために適切な枠組み作りに努力すべきであることは当然であるが、一方でそのためのコスト(削減コスト、空洞化リスク、雇用喪失リスク)等も不可避である。こうした国益への影響等について広く国民に示した上で十分な議論を行い、国民の理解と納得を得るプロセスを経ることが重要である旨、明確化すべき。 (2-1 (2) ①~②)

○随所にある「環境と経済の関わり」についての記述は、「環境」のみを優先的に捉えるかのような記述となっている。しかし、持続可能な地球温暖化対策の推進や環境保全のためには、持続的に経済成長するなかで、企業が健全・活発な経済活動を行い、地球温暖化問題等のブレークスルーとなる先進的な環境関連技術を開発し、それが地球規模で自律的に普及していくというメカニズムが不可欠である。また、経済活動はグローバルな競争環境の中で営まれており、規制を実施する場合には、その規制は国際的に公平で合理性のあるものでなければならぬ。さらに、足元から今後の電力供給制約や価格高騰の懸念、超円高の進展、デフレの長期化、少子高齢化問題の深刻化や厳しい財政状況、更には東日本大震災の影響など我が国産業を取り巻く厳しい経済環境に鑑みれば、経済成長に向けた新しい成長戦略の確立が喫緊の国民的な政策課題となっている。従って、これらを踏まえ、眞の「環境と経済の両立」をこれまで以上に念頭において各種政策を志向していくべきである。 (2-2 ①~⑤)

○地球規模での温暖化対策において、技術を軸とした民間ベースの取組が果たす役割は極めて大きく、民間活動の活力を最大限に活用する視点が重要である。こうした民間ベースでの技術移転による削減実績を国際的な削減目標上正当に評価する仕組みの整備や、これを支える国内産業の研究開発努力や知的財産の保護を支援する等の政策の方向性を明確にしていただきたい。 (2-3 ①~④)

○グリーンイノベーションへの取組に関し、国毎の状況の違いもあり、急ぐあまり拙速にならぬよう、また、自然環境破壊に繋がることのないよう、慎重に対応すべき。 (3)

○分野横断的な取り組み等に関する重点分野として、経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進を重点化することに賛成する。 (5)

○真に持続可能な社会を実現していく上で、現在の我が国において、最も重要で、早急に解決すべき課題は、“公平で、格差や貧困の少ない社会を実現する”ことである。この問題が解決されない限り、環境問題どころではない、生きづらい状況下にあるかなりの国民の環境問題に対する実質的な参加は、決して望めない。「環境問題解決のためには、公平で、

格差や貧困の少ない社会の実現が不可分であることを明記すべき。 (6-(2))

○第四次環境基本計画では、根本的な地球環境問題の解決のため「我が国の環境政策は、國の利益より、地球環境全体の利益を優先する原則に基づき策定する」という方針を、常に環境先進国として自負している手前、世界に対し率先して示していくべき。 (6-(3))

○GDPには含まれないが、実社会では、ボランティア活動や家庭内の炊事・育児・介護などの活動、地域通貨による経済活動など金銭に評価すれば、かなりの額（国内生産額）になる経済活動が、実際に重要な役割を果たしている。「あらゆる経済活動が金銭を媒介として行われる……」という記述は、この紛れもない事実を無視しているのではないか。 (6-(4))

○実体面での実効性を担保するため、UNEP作成の「環境事項における情報アクセス、市民参加及び司法アクセスに係る国内立法の発展に関するガイドライン」を日本にも導入すべき。 (13-(1)、15)

### 「重点分野」

○新たなエネルギー政策と十分整合性の取れた地球温暖化対策が検討されるべき。 (2-1 (1) ①～②)

○光化学オキシダントに係る環境基準達成率を課題として挙げるのならば、その原因について、越境汚染等の影響をも含めて調査を行い、VOC排出削減と当初想定した光化学オキシダント削減が乖離した原因を精査したうえで、対策の方向性について検討すべき。 (2-4 (1) ①～②)

○化学物質対策については、政府は、持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）で合意された目標の達成に向けて、2009年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」を改正、二段階に分けて施行（2010年4月と2011年4月）し、鉄鋼業はじめ産業界では化学物質管理の一層の強化に取組んでいるところである。改正化審法を始めとする関係法令の施行状況を踏まえた議論を行うべき。それに依らずして、更に包括的な化学物質対策を進めていくことには反対である。 (2-4 (2) ①～③)

○化学物質管理政策に関し、2002年WSSDで合意された2020年目標を達成すると明記すべき。そのため、総合的な化学物質管理を行うことが必要である。化学物質の安全性データを一括管理するような施策が必要である。また、化学物質のライフサイクル管理や予防原則、代替原則など国際的に取り組まれている政策についても基本計画の中に取り込むべき。また、2020年目標達成のためには、国際的にはSAICM（化学物質管理に関する戦略的アプローチ）の国内実施計画の作成、ICCM3（来年春開催予定）で報告することが求められている。SAICMの国内実施計画作成に当たっては、市民セクターの代表者も参加した利害関係者による検討会を実施すべき。 (4-(1)～(3))

○水銀規制国際条約締結に向けた交渉が進められているが、水銀の輸出禁止、長期保管の方策を決定すべき。 (4-(4))

- 化学物質管理に関して、放射性物質と化学物質とに分けて、独立、分離した法体系が組み立てられているが、2020年目標の達成、総合的な管理を可能にするために、放射性物質と化学物質を一括して管理する法体系に統一すべき。福島原発事故により放射性物質が環境中に存在するようになったため、大気、水質の環境基準項目を見直し、リスクの高い物質の規制を実施すべきである。 (4- (5))
- 化学物質過敏症・電磁波過敏症についての発症メカニズム、治療方法等についての調査研究を推進すべき。 (10、15)
- 生物多様性保全の観点から、ネオニコチノイド系農薬使用規制のあり方を検討すべき。 (13- (2)、15)
- 環境基準の理念について「人のため」の理念に立ち返り、これに基づく大気汚染及び騒音の環境基準を改定すべき。 (14)
- 化学物質管理の基本理念、基本施策、司令塔たる組織の設置を定める基本法の制定及びそれに基づく個別法整備に着手することを明記すべき。 (15)

### その他

- 抽象的な志の羅列でなく、中村委員の提案する「過去何をしてきたか、何が成功して、何ができなかった。今何をすべきかと。それがぱっと見てわかるような」計画書にし、この計画ならば、過去の失敗（生物多様性の消失、危機など）を繰り返さなくてすむのかが、一般市民に判断できる形にしてもらいたい。 (1- (3))
- 日本全国が均質化され、全国的に同じような基盤、リソースを持つような書き方は再考すべき（沖縄の問題、原子力発電所の問題等、地域の問題がある）。 (1- (4))
- 環境の基本計画にもかかわらず、環境問題の最大の原因である経済成長に対し、客観的に再考することもなく、相変わらずの経済成長信仰一辺倒に、虚しささえ感じます。環境（問題）は、我が国及び国際社会が喫緊に解決すべき最優先課題と位置づけ、その解決に全力を傾けることが必須である。経済（行為）は当然、環境の制約下におかれることを基本方針として、明確に示すことが不可欠。 (6- (1))
- 家電リサイクル法について、一般市民の廃棄物処理の理解度・意識の低さもあり、不用品回収業者のようなそれに付け込んだ悪質商法や違法商売がまかり通っている。業者の不正所得を正す意味もあるが、同時に廃棄物の健全な処理が揺るがされているのは生活を脅かす事態に発展をするため、早急な対策を希望する。 (7)
- 太陽光発電の他に推進すべき代替エネルギーは3つあり、CO<sub>2</sub>排出遮減は可能であると考える。その内訳は①ゴミ発電（所謂、サーマルリサイクル）、②バイオマスによる火力代替燃料、③太陽熱利用（バイナリー発電） (8)

## 第四次環境基本計画策定に向けた考え方（計画策定に向けた中間とりまとめ）に対する意見一覧

番号	意見
1	<p>[全体に関して]</p> <p>(1) 中間とりまとめの英語版を、作成するのはよいことだと思う。第62回の議事録を見たが、末吉委員の「海外も日本のような国々の環境政策がどうなるかということは非常に重要な影響を受けるわけですから、日本の考えていることを知つてもらうということも含めて、あるいは、もっと言えば世界のステークホルダーの目にさらして、我々が考えていることがどうなのかと。そういう視点も大変重要」ということが反映されているのだと考える。</p> <p>このような視点を、どの政策にも取り入れてほしい。</p> <p>(2) しかし、(1)のような視点が、この中間とりまとめ自体に反映されているかといえば、疑問である。まとめ方が、「世界の状況」「我が国の状況」となっており、世界と我が国の政策のつながりが見えない書き方である。日本の環境政策がどのように世界に影響を与えているのか、という部分を意識しなければ、海外発信の意味は低くなる。上記のような、視点をとるならば、より世界のステークホルダーを意識した基本計画にするべきであろう。その意識が、日本全体の国際的な環境政策への意識の底上げにつながることとなるのではないか。</p> <p>(3) また、これは政府の計画文書のほぼ全てに関わるものであるが、常にこれまでの反省やレビューがないままに、抽象的な志の羅列となっている。第62回の議事録に中村委員の「いわゆる絵に描いた餅にしないための確固たる覚悟が第四次計画の中に入っているなければならないと思う」「こういった省庁から出てくる報告書とか計画書というのが一般にわかりにくい書き方になっていたりするというのは日々感じているものですから、たまたま私がこのメンバーのために、第四次はぜひ一般の人々が読んでわかる、過去何をしてきたか、何が成功して、何ができなかった。今何をすべきかと。それがぱっと見てわかるような書き方であつたら、なおすばらしい」という発言があるにもかかわらず、そのような形になっていない。毎年の点検結果がある、と矢田計画官は言っているが、やはり計画が何に基づいているかわからなければ、コメントのしようもない。次のパブコメの際は、中村委員の提案するような形の計画書にし、この計画ならば、過去の失敗（生物多様性の消失、危機など）を繰り返さなくてすむのかが、一般市民に判断できる形にしてもらいたい。</p> <p>(4) また、日本全国が均質化され、全国的に同じような基盤、リソースを持つような書き方は再考していただきたい。沖縄の問題、原子力発電所の問題など、地域の問題を抜きにしては環境問題は解決できない。</p> <p>(5) 「多様な主体」という言葉が特に、参画の面で使用されているが、「多様な主体」間におけるパワーバランスが、市民の参画の障害物になっていることが多い。第四次計画では、企業や経済活動の記述が多く、環境面での「国際競争」を意識していることが色濃くでている。しかし、Rio+20にせよ、日本がまだ議長国であり、国連生物多様性の10年で強く関わる生物多様性条約にせよ、市民の参画が強く望まれており、それはまだ日本で十分達成できているとはいえない。この面をもっと強く出すべきである。</p> <p>(6) 「3.11」の件であるが、現在の状況についての記述を検討してもらいたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-「東日本大震災」という記述だけでなく、「福島原子力発電所の事故」ときちんと明記し、天災と人災の部分を明確に分けて記述するべきである。</li> <li>-「はじめに」の部分でも、「原子力発電所の事故によって、放射性物質が一般環境に放出し」の後には、「住民が避難するという状況」だけでなく、土、水、全ての私たちの恵みとなるものが汚染された状況について言及するべきではないか。汚染は日本にとどまっているのであり、世界に発信するならば、この記述は非常に日本の認識を疑われるものとなるだろう。</li> <li>-上記の視点から、p6.「我が国の状況」の&lt;東日本大震災による環境問題&gt;、p.9の&lt;東日本大震災に伴う経済社会への影響&gt;における認識は全面的な改訂が必要であると考える。全ての「いのち」に関する視点からの記述をしてもらいたい。</li> <li>-p.11の「*原子力発電所事故により・・・」の部分は取り組むべき課題として、今後、真摯に検討してもらいたい。</li> <li>-p.12の「○一方、東日本大震災・・・」の部分は意味が不明である。</li> </ul> <p>(7) p.17の「ストックとしての国土の価値」という言い方は、理解がしにくいので、よりわかりやすい説明をしてほしい。以上。</p>

今回は『中間とりまとめ』に対する意見ということで、現時点における基本的な考え方を述べたものであり、最終的な計画案が策定された段階で、改めて具体的なコメント・要望を提出することを申し添える。

## 1. 【地球温暖化対策】について

### (1) 東日本大震災後のエネルギー政策等の変化の取り込みについて (P4、P6関連)

- ① 東日本大震災を契機として、原子力発電の扱いを含め、今後のエネルギー政策は抜本的に見直されるものと理解している。地球温暖化対策は、エネルギー政策と不可分一体であり、エネルギー政策が大きく変更される場合は、地球温暖化対策についても、中期目標の見直しを含め、エネルギー政策の見直しに沿った抜本的な見直しが必要と考える。
- ② しかし、本「中間とりまとめ」では、こうした近い将来予想されるエネルギー政策の変更について全く記述がなく、これでは、エネルギー政策と独立して我が国の地球温暖化対策が進められるべきとの誤解を招く恐れがある。第四次環境基本計画においては、今後、エネルギー基本計画の見直し等、エネルギー政策の抜本的な見直しを踏まえた、新たなエネルギー政策と十分整合性が取れた地球温暖化対策が検討されるようお願いしたい。
- ③ また、こうした観点に立てば、本「中間とりまとめ」にある「地球温暖化対策のための税 (P15)」や「2050年までに1990年比で80%削減する目標 (P18)」また、京都議定書での我が国の削減目標 ( $\Delta 6\%$ ) やボスト京都での削減目標 ( $\Delta 25\%$ ) についても、原発の稼働状況を踏まえ、その実現可能性や政策的妥当性について、改めて十分な検討が行われるべきである。

### (2) 「国益と地球環境全体の利益の双方の観点からの戦略的な取組」について (P7、P10、P16関連)

- ① 我が国も、「地球環境全体の利益」を図るという共通の目的のために適切な枠組み作りに努力すべきであることは当然であるが、一方でそのためのコスト（削減コスト、空洞化リスク、雇用喪失リスク）等も不可避免である。
- ② 従って、国際交渉において、「地球環境全体の利益」を訴求するにしても、それに伴う「国益」への影響等について広く国民に示した上で十分な議論を行い、国民の理解と納得を得る十分なプロセスを必ず経ることが重要である。この点を第四次環境基本計画において是非明確化していただきたい。

## 2. 【環境と経済の両立】について (P7、P8、P10、P11、P14、P19、P20関連)

- ① 随所に、「環境と経済の関わり」についての記述があるが、その捉え方は「経済活動のあらゆる場面において環境への配慮を織り込む取組を一層進めていく・・」(14ページ下から9行目以降) 等、「環境」のみを優先的に捉えるかのような記述となっている。
- ② しかし、当然のことながら、持続可能な地球温暖化対策の推進や環境保全のためには、持続的に経済成長するなかで、企業が健全・活発な経済活動を行い、地球温暖化問題等のブレークスルーとなる先進的な環境関連技術を開発し、それが地球規模で自律的に普及していくというメカニズムが不可欠である。これが実効性のある地球温暖化問題の解決に向けて、環境技術先進国である我が国が最も貢献できる道でもある。
- ③ また、経済活動は一国だけで成立するものではなく、国際的なグローバルな競争環境の中で営まれており、仮何らかの規制を実施する場合には、その規制は国際的に公平で合理性のあるものでなければならぬ。
- ④ さらに、足元から今後の電力供給制約や価格高騰の懸念、超円高の進展、デフレの長期化、少子高齢化問題の深刻化や厳しい財政状況、更には東日本大震災の影響など我が国産業を取り巻く厳しい経済環境に鑑みれば、経済成長に向けた新しい成長戦略の確立が喫緊の国民的な政策課題となっている。従って、これらを踏まえ、真の「環境と経済の両立」をこれまで以上に念頭において各種政策を志向していくべきである。
- ⑤ こうした観点から、第四次環境基本計画においては、是非環境のみを優先的に捉えるのではなく、「環境と経済の真の両立」を図るべきとする視点を明確に記述いただきたい。

## 3. 【民間活動の位置づけについて】 (P17関連)

- ① P17に「従来の政府レベルでの援助一被援助国との関係にとどまらず、民間を含め、先進国と新興国が共同事業を通じて、ともに新たな成長の道筋を模索する互恵関係を構築することが必要である。」との記述がある。
- ② 日本のエネルギー効率の高さや技術の先進性を踏まえると、今後、技術を軸とした民間ベースの取組みが地球規模での温暖化対策において果たす役割は極めて大きく、日本が地球温暖化対策で国際的にリーダーシップを発揮しようとする場合は、こうした民間活動分野の活力を最大限に活用する視点が極めて重要であると考える。
- ③ 従って、政府におかれでは、こうした民間ベースでの技術移転による削減実績を国際的な削減目標上正当に評価する仕組みの整備や、これを支える国内産業の研究開発努力や知的財産の保護を支援する等の政策の方向性を明確にしていただきたい。こうした政策が、日本経済の成長や雇用の維持・拡大の原動力になると同時に地球規模での温暖化防止に貢献することとなる。
- ④ なお、鉄鋼業界においては、省エネ、CO<sub>2</sub>削減技術の海外移転を通じた国際貢献をこれまで積極的に行ってきましたところであり、これにより、例えば2009年度では、地球規模で約3,300万トンのCO<sub>2</sub>削減に貢献している。

## 4. 【その他】

### (1) 【大気保全に関する取組】について (P22関連)

- ① 鉄鋼業は、2004年のVOC排出抑制に係る大気汚染防止法改正※を受け、「VOC排出抑制に関する自主行動計画」(2005年)を策定し自主的取組みを推進し、2009年度実績において同計画の目標(対2000年度比30%削減)以上の55%削減を達成した。なお、全国ベースでみてもVOC排出量は2009年度実績で35%削減した。
- ※法規制と自主的取組みで光化学オキシダントの主要な原因物質であるVOCの排出抑制を規定。全国の目標は2010年度で2000年度比30%程度の削減。

- ② こうした中、光化学オキシダントに係る環境基準達成率を課題として抽出するのであれば、その原因について、越境汚染等の影響をも含めて調査を行い、VOC排出削減と当初想定した光化学オキシダント削減が乖離した原因を精査したうえで、今後の光化学オキシダント対策の方向性について改めて検討を行うべきである。

### (2) 【包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組】について (P23関連)

- ① 大気汚染防止法、水質汚濁防止法などの現行の化学物質関連法令の着実な施行により、環境中の有害物質の排出量は過去8年間で4割程度の減少傾向にある。
- ② また、政府は、持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)で合意された目標の達成に向けて、2009年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」を改正、二段階に分けて施行(2010年4月と2011年4月)し、鉄鋼業はじめ産業界では化学物質管理の一層の強化に取組んでいるところである。
- ③ 従って、化学物質対策については、改正化審法を始めとする関係法令の施行状況を踏まえた十分な議論を行うべきである。それに依らずして、更に包括的な化学物質対策を進めていくことには反対である。以上

3

13頁から15頁の「今後の環境政策の展開に当たり重視すべき方向」のなかで、「我が国としても世界の潮流に遅れることなく引き続きグリーンイノベーションを取り組んでいく必要がある。」とあります。また、国ごとの状況の違いもあるので、急ぐあまり拙速にならぬよう、また、グリーンイノベーションの名のもとに自然環境の破壊に繋がることなどないよう「長期的な視点を踏まえた」慎重な対応をお願いいたします。

4

- (1) 化学物質管理政策に関し、2002年WSSDで合意された2020年目標を達成すると目標を明記して、環境基本計画をすべきである。
- (2) そのために、総合的な化学物質管理を行うことが必要である。化学物質の安全性データを一括管理するような施策が必要である。また、化学物質のライフサイクル管理や予防原則、代替原則など国際的に取り組まれている政策についても基本計画の中に取り込むべきである。
- (3) 2020年目標達成のために、国際的にはSAICM（化学物質管理に関する戦略的アプローチ）の国内実施計画の作成が求められており、来年春に開催されるICCM3で報告することになっている。SAICMの国内実施計画作成に当たっては、市民セクターの代表者も参加した利害関係者による検討会を実施し、国内実施計画を作成すべきである。現在は省庁連絡会議でのみ議論されており、リオサミットで合意されたアジェンダ21の政策決定原則を逸脱していると考えられる。
- (4) 現在、水銀規制国際条約締結に向けた交渉が進められているが、水銀による被害を受けた国として、率先して、水銀の輸出禁止、長期保管の方策を決定すべきである。行動なしに、国民の合意していない水俣条約と命名するのは控えるべきである。
- (5) 原子力発電に頼らない社会を作ることを明記した環境基本計画をすべきである。その際、一時的に化石燃料に頼る電力構成になってしまっても、地球温暖化防止のための二酸化炭素排出量の中長期目標は変えず、再生可能エネルギーへの転換をはかることを進める計画をすべきである。
- (6) 化学物質管理に関して、放射性物質と化学物質とに分けて、独立、分離した法体系が組み立てられているが、2020年目標の達成、総合的な管理を可能にするために、放射性物質と化学物質を一括して管理する法体系に統一すべきである。福島原発事故により放射性物質が環境中に存在するようになったため、大気、水質の環境基準項目を見直し、リスクの高い物質の規制を実施すべきである。

5

分野横断的な取り組み等に関する重点分野として、経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進を重点化することに賛成する。

東日本大震災を経て、社会全体でエネルギー問題について真剣に考えなければならないという機運が高まっており、環境省としても経済や社会の全体的な方向転換を念頭に置いた再生可能エネルギーの導入を推進すべきである。

そのためには、現在、再生可能エネルギーの導入・推進を、環境省の所管、あるいは少なくとも、経済産業省との共管とし、地球温暖化対策にとどまらず、もっと広い視点から、持続可能な社会を実現するための政策を実施すべきである。

6

(1) 環境と経済の関係（位置づけ）について  
 「経済成長を牽引するという観点（p10）」、「我が国の経済発展にとっても有益である（p10）」「経済活動の持続、発展のため（p14）」、「経済活動のあらゆる場面において環境への配慮を織り込む取組を一層進めていくなど、経済との関係を意識した環境政策を進めていくことが重要である（p14）」、「経済成長を実現していくことが必要（p15）」、「新たな成長の道筋を模索（p17）」などの外に「グリーン……」という言葉を含めて、環境の基本計画にもかかわらず、環境問題の最大の原因である経済成長に対し、客観的に再考することもなく、相変わらずの経済成長信仰一辺倒に、虚しささえ感じます。これは、経済成長が最重要で、環境はその制約条件の一つ（しかも極めて限定された）に過ぎない、我が国の現実を追認していることではあります。このような視点では「数多くの課題がまだ解決されていない（p1）」という状況の進展は望むべきもないと考えます。「世界の環境負荷は今後さらに高まることが確実な状況であり、地球環境は危機に直面している（p10）」と正しく指摘しているのでありますから、この状況を真に解決していくためには、【環境（問題）は、我が国及び国際社会が喫緊に解決すべき最優先課題と位置づけ、その解決に全力を傾けることが必須である。経済（行為）は当然、環境の制約下におかれる】ことを基本方針として、明確に示すことが不可欠であると考えます。このことは「長期的な視野に立って我が国の環境政策の方向性を提示する（p1）」とする考え方とも合致するものであり、一段の強い決意が、この際、求められると思います。

(2) 「今後の目指すべき持続可能な社会を考える上で留意すべき点（p12）」に追記すべき点

真に持続可能な社会を実現していく上で、現在の我が国において、最も重要で、早急に解決すべき課題は、「公平で、格差や貧困の少ない社会を実現する」ことであると考えます。この問題が解決されない限り、環境問題どころではない、生きづらい状況下にあるかなりの国民の環境問題に対する実質的な参加は、決して望めないでしょう。多くの国民にかかわる、このような現実が歴然として存在している事実を真摯に受け止め、我が国の環境問題の真の解決を図るために指針である環境基本計画において、【環境問題解決のためには、公平で、格差や貧困の少ない社会の実現が不可分であること】を明記されることを強く望みます。

(3) 国益と地球環境全体の利益との関係について

「我が国の国益と地球環境全体の利益の双方の観点から戦略的に取り組むことが重要（p16）」と記述されているが、文章で書けば何でもないことですが、実際には、双方の利益を具体的にどのように理解、判断するのか、立場やケースによってさまざまに解釈できることは十分想定されます。第四次環境基本計画では、根本的な地球環境問題の解決のため【我が国の環境政策は、国の利益より、地球環境全体の利益を優先する原則に基づき策定する】という方針を、常に環境先進国として自負している手前、世界に対し率先して示していくべきではないでしょうか。

(4) 「あらゆる経済活動が金銭を媒介として行われる……（p14）」？

GDPには含まれませんが、実社会では、ボランティア活動や家庭内の炊事・育児・介護などの活動、地域通貨による経済活動など金銭に評価すれば、かなりの額（国内生産額）になる経済活動が、実際に重要な役割を果たしております。

「あらゆる経済活動が金銭を媒介として行われる……」という記述は、上記の紛れもない事実を無視していることにはならないのでしょうか？

(5) 各構文の結びのことばは、適切でしょうか？

多くの構文の終わりが、「……する（いく）必要がある」、「……ことが必要である」「……こと（もの）とする）などの結びとなっていますが、簡潔に「する」「いく」「する」等で、充分に意味が伝わり、明確であると考えます。「ことが必要である」などは、蛇足ではないかと思いますので、削除されることは如何でしょうか？また、「……という観点から、必要に応じて適宜修正を加えながら進展を目指すべきものであるという点に留意する（p13）」という文についても、あえて加筆する必要があるのでしょうか、削除された方がすっきりすると思いますが…… 以上

7 騒音問題について今以上に追求した扱いをすべきである。特に拡声機騒音は現状の都道府県条例ではまったく対処出来ておらず、厳しい規制があるのに使用する側は守ろう・知ろうという意識さえ拡大しない。むしろ規制をやぶっても、処罰された前例もなく、それが問題がない事のように扱われている。また拡声機使用への批判は民間レベルに留まらず、前回の全国統一地方選では候補者の拡声機を使用した演説に対し気分を害した有権者や外国人が演説を妨害し逮捕された事例が出た。特例行為への反感まで起こっているのは制度と国民意識の差が顕著に広がっている証拠ではないだろうか。さらに拡声機だけでなく音楽や大声での呼びかけで行う店舗の街頭宣伝なども騒音の一つに上がるようになり音の暴力が氾濫を始めている。国際的に見ても、現在の拡声機使用の法律的な許容の広さは異常であると考える。音は拒否したくても全く聞こえないようには出来ない事であり、電気的に音を拡散する機械を使用する全ての物事について政治的な意識の変化を切実に要望する。

家電リサイクル法について、「料金を支払って電化製品を処分する」という部分だけ広まっている。また一般市民の廃棄物処理の意識の低さもあり、不用品回収業者のようなそれに付け込んだ悪質商法や違法商売がまかり通っている。業者の不正所得を正す意味もあるが、同時に廃棄物の健全な処理が揺るがされているのは生活を脅かす事態に発展をするため、早急な対策を希望する。

8 私は、太陽光発電の他に推進るべき代替エネルギーは3つあり、CO<sub>2</sub>排出削減は可能であると考える。その内訳は  
○ゴミ発電（所謂、サーマルリサイクル）：通常のゴミ発電+プラスチック油化（助燃材）による自燃。災害時にはスターリングエンジンやペレットストーブと併用が望ましい。

○バイオ藻による火力代替燃料でのCO<sub>2</sub>削減：オーランチオキトリウム（光合成なし・有機物吸収）とボトリオコッカス（光合成あり）のミックス。

※ボトリオコッカスはLED植物工場と火力排気ガスからのCO<sub>2</sub>吸収により、効率的に地産地消出来るものと思われる。

○バイナリー発電：一般家庭分野での太陽熱利用、アンモニアなどを熱触媒としてヒートポンプと組み合わせ、低温発電と温水の利活用を目指す。

上記を網羅した通常時から地域に根ざした非常用エネルギー格リッドの整備も必要である。（私は銭湯などの温浴施設をベースにすることを提案する）

エマージェンシーグリッドの概念図 ole0.bmp

9 既存の経済システムである『株式市場』を利用した試案・『緑の株式』について提案する。

これは生物資源を利用した企業などの受益者が、事業活動から得た利益を原資に一定率の株式を発行する。次に生物資源の保有者は資源の供給代価として株式の譲渡を受け、利益収入を得る。あるいは、特別目的事業体として管理機構を設立し、ここに株式を運用委託させて配当を得る。後者の場合の利益は、資源原産地に対する環境保全活動資金に還元する。株式は利益が出ない場合は無配当にすればよく、企業は資金繰りに弾力性を持つことができる。さらに資源保有者は受益企業の経営に参画し、『モノ言う株主』になることで影響力を行使することが可能となる。現状、モデルパターンは以下の3通り考えられる。

#### モデルA（生物資源収奪抑止型）

作物や医薬品など生物資源の公平な利益配分を通じて、計画的な資源収穫を図り、過剰な収奪を抑止する。その方策として、企業が先住民の知識や固有の遺伝子情報などの生物資源を利用して得られた利益の一部を、それらの保全活動に還元する仕組みを構築する。

#### モデルB（地場産業育成・生態系保全型）

伝統野菜の遺伝子資源を地域振興の手段として、その生産者グループを株式会社化し、株式購入（公募）を行うことにより、固有の遺伝子資源の保全を図る。

ここで得られた資金は、地域支援型の畜農産業に活用するほか、激甚災害により被害を受けた地域への復興支援策としても利用が可能であり、畜産や農業に限らず漁業や林業にも応用できる。

#### モデルC（ステークホルダー経営参画型）

ダムなどの河川の開発事業において、上流の事業会社の株式を下流のステークホルダー（利害関係者）が保有し会社経営に参画、上流の環境保全に関して発言を行うことにより強い影響力を行使する。または公害原因企業の株式を被害者へ賠償金として分配し、ステークホルダーが不利にならない補償の仕組みを作る。

株式分配では単元株数単位が前提だが、市場でミニ株投資の積み立てなどのマイクロファイナンスを行うことにより単元株を取得し、議決権行使することも可能である。

緑の株式のフロー概念図 ole0.bmp

10 今や日本人の10人に4人は何らかのアレルギーを持っていると言われる中、アレルギー反応や化学物質過敏症の発症機序を解明する事は可能であり、化学物質が既往症の作用機序に干渉しているのではないかと考えられる。

更に言い換えると『化学物質過敏症と診断される症状はアレルギー等の既往症の偽反応であり、擬似疾患ではないか』と考える事が出来る。つまり、アレルギー疾患は同程度のCS（化学物質過敏症）やES（電磁波過敏症）の潜在患者が存在する『潜在的国民病』であると推測できる。

そして持病の治療による感作反応回路の消滅、すなわち化学物質が割り込み関与できるような回路が減る事により、不定愁訴症状が起こる可能性を軽減させる事も可能である。また、既往症の治療をCSやESの症状の緩和や治療に応用したり、擬似ホルモン作用を逆に既往症の病理作用の解明に利用することも可能と推測できる。

上記のような観点でエコチル調査を進め、今後のアトピー性皮膚炎や各種のアレルギーや化学物質に起因すると思われる疾患の発症機序の解明に役立てては如何であろうか。

11 本「第四次環境基本計画策定に向けた考え方（計画策定に向けた中間とりまとめ）」は揉まれた内容になっており、委員の方々のご苦労をお察し申し上げます。

また、大局から個別への論理展開も概ね理解できる内容でした。今後、予算取りも含め、地球環境を意識した「カイカク」をお願いします。

さて、しかしながら、各論で「何故まだ不十分なのか」と言った原因系が考察されておらず、起こっている事象についてのみ、すなわち、結果についてのみ論説されているように読み取れました。その観点のみで、まだ不十分であるから、企業により厳しい管理をしていく、と言う風に読み取れます。現下、日本の企業の状況は言うまでもなく、円高と株安、そして震災による三重苦で青色吐息の状態です。企業が日本離散や企業合併を促進するようなことになれば、地域経済も疲弊し、ひいては、日本の経済状態も回復するわけはありません。原因系を分析することが、次のアクションに繋がるものです。これがPDCAです。しっかりと分析を行うと共に、今後の環境のあり方に灯火をあてていただきたいと考えます。以上 2011.8.21

12	<p>放射能による汚染こそが現在の日本の最大の環境問題です。</p> <p>ア 放射線量マップを環境省こそが作成する。</p> <p>イ 高い放射線量の地域の除染を環境省が実施する。</p> <p>ウ 原発の厳重な規制を行い、廃炉へと導く。</p> <p>以上</p>
13	<p>(1) 環境基本計画は、実態面での実効性が担保されて初めて計画たりうると言えます。このためには、UNEP作成の「環境事項における情報アクセス市民参加および司法アクセスに係る国内立法の発展に関するガイドライン」を日本にも導入することを考えます。これは、ご既承の通り、オーフス条約の3原則をオーフス加盟国以外にも広めグローバルスタンダード化しようとする働きです。この3原則を受け入れるためには、当然、原告適格も一般市民にまで拡大せねばなりません。ハードルが高いと思いますが、これをやらねば日本は世界の孤児になる可能性があります。オーフス条約そのものを導入できれば、それが最善ですが、まずは、環境計画の中で何らかの具体化ができれば幸いです。</p> <p>(2) 現在、日本では生物多様性が危機に直面しています。最大の要因は、農薬（ネオニコチノイド）の使用です。この農薬は、飛散距離が広いだけでなく、毒性が強いため、広範囲に飛翔する昆虫や鳥類に大きな影響が出ています。特に、キーストーン種であるミツバチやトンボの絶滅原因となっています。緊急を要します。即刻使用停止を義務付けてください。以上</p>
14	<p>(1) 環境基準の理念の再検討及びそれに基づく大気汚染及び騒音の環境基準を改定されたい。理由：環境基準は環境基本法第16条に「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準・・」と既定している。然るに、現行の大気汚染及び騒音の基準は「ひとの・・」ためではなく、企業や不特定の利用者のために自動車使用的利便性の「保護及び維持」のための基準となっている。あらためて「人のため」の理念に立ち返り、理念の再認識と具体的な基準の改定を第四次環境基本計画に盛り込むことを求めます。</p> <p>(2) 具体的な事実について ①大気汚染における二酸化窒素の環境基準(0.06PPM)では「人の健康を保護」できない。各種の大気汚染公害裁判において共通しているが、例えば東京裁判一審判決では昼間40,000台の交通量のある道路沿道50m以内は受忍の限度を超える汚染であるので、違法であると損害賠償を命じている。ここでは環境基準の達成の如何は判断していない。判断する必要を認めなかった。実地調査によればこの違法道路の沿道の中には二酸化窒素の濃度が0.06PPM以下の地域もある。0.06以下でも違法状態が発生しているということである。また、控訴審の和解条項では都内全ての地域が汚染しており、汚染濃度とは関わりなく、医師が喘息と認定した場合はすべて医療費の公費負担の対象となると規定している。都内幹線道路沿道の自動車排ガス測定局のうち環境基準を超過している局は1/3程度である。現環境基準は実態からかけ離れている。しかし、困ったことに道路アセスメントではこの現環境基準で評価しているから全てのアセスが「環境に影響がない」と評価されているのである。</p> <p>②騒音の特例基準を住専地域に適用するのは「人の健康及び生活環境」を破壊するものである。現環境基準には幹線道路近接空間の特例基準—昼間70、夜間65デシベルが制定されている。この基準の適用地域は従来の土地利用による基準によらずに道路種別で決めている。すなわち国道、都道の全てと4車線以上の市区町村道の沿道としている。問題は住居専用地域にも適用していることである。この基準は1年中、1日24時間窓を開めていることを条件にしている。こんな生活を住宅の住民に強制することは「人の健康及び生活」を阻害し、憲法が保障する人権の侵害となることは明白である。中央環境審議会によれば、室内の基準は昼間45、夜間40デシベルである。窓を開けると70、65デシベルの騒音が室内に侵入するのである。また、基準の説明文書では窓サッシの防音効果が25デシベルもあると説明しているが、一般的木造、モルタルの住宅では15~20デシベルしか防音効果はない。これは中環審自体が認めていることである。アセスもこの特例基準で評価しているため、都内の環状8号の新設区間では共用後、沿道住民は我慢できない騒音に苦しめられている。東京都に訴えても特例基準以内だということで有効な、住民の日常生活に支障を及ぼさない対策は行っていないのである。分厚い鉄筋のビルのサッシと普通住宅のサッシを同一にみて、住宅地域にも幹線道路を建設するために特例基準を設定したのである。これでも環境基準は「人のため」といえるであろうか。特例基準の撤廃を求めるものである。この事態も、現環境理念の欠陥にその基本的要因があると確信するものである。</p> <p>(3) これらの意見の中間の取りまとめの該当事項 上記の意見は中間の取りまとめの下記に直接該当する。 P5 ○の4番目。P11 ○の3番目。P13 ○の2番目。</p>

## 一、第四次環境基本計画策定に向けての現状と課題

### 3. 取り組むべき課題（9頁）

〈意見〉「社会全体のエネルギー需給構造を見直していくことが求められている」（11頁）ことは、今後5年間の最重要課題のひとつである。「エネルギー資源、鉱物資源、生物資源等の確保及びこれらの適切かつ持続可能な利用・・・と環境問題が密接不可分の関わりを持つようになってきていること」（10頁末尾より5行目～末行）を勘案するならば、エネルギー需給構造の見直し、とりわけ再生可能エネルギーの大大幅な増大を早期に達成するためには、原子力安全行政と同様に、エネルギー政策（特に再生可能エネルギー）の所管を経済産業省下の資源エネルギー庁から環境省の所管へと移管することを早急に検討すべきである。

### 二、環境政策の展開の方向

#### 2. 今後の環境政策の展開に当たり重視すべき方向

##### （4）地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と協働の推進について（18頁）

〈意見〉リオ第10原則を条約化した「環境問題における情報アクセス、意志決定への市民参加、司法アクセスに関するオーフス条約」については、UNEPからも国内立法の発展に関するガイドラインが出されており、オーフス条約が定める3つの参加原則は、オーフス条約加盟国にとどまらず、既にグローバルスタンダードとなっている。わが国においても、オーフス条約の3つの参加を推進することを明記すべきである。特に、わが国では司法へのアクセス権の保障が諸外国に比して著しく遅れていることから、消費者訴訟制度と同様、市民・NGOによる環境訴訟制度の導入に向けての検討に早急に着手すべきである。

#### 3. 環境政策を実施する上での原則・手法等について

##### （1）環境政策における原則等（19頁）

〈意見〉オーフス条約の3つの参加原則（情報アクセス、意志決定への市民参加、司法アクセス）を環境政策における原則として明記するとともに、環境基本法にも盛り込むよう、法改正を検討すべきである。

### 三、第四次環境基本計画の構成

#### （2）事象横断的な重点分野に係る取組

##### ③ 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり・基盤整備の推進（21頁）

〈意見〉環境保全の人づくりは重要であるが、そうした人材を活かした参加の仕組みを整備することも不可欠である。むしろ、参加を通じた人材育成こそ、最良の教育である。したがって、オーフス条約が定める3つの参加を保障する制度の整備に積極的に取組む必要がある。

#### （3）事象面で分けた重点分野に係る取組

##### ⑤ 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組（22頁）

〈意見〉本分野を重点分野のひとつと位置づけることは賛成である。最近、トンボ、ミツバチ、チョウなどの身近な生物が激減しているが、その背景にネオニコチノイド系農薬の使用が全国的に広がっていることが指摘されている。生物多様性保全の観点から、こうした農薬の使用を中止・削減する仕組みの導入を検討すべきである。また、自然保護部局と化学物質対策部局との連携を強化する必要がある。

##### ⑨ 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組（23頁）

〈意見〉本分野を重点分野に位置づけることは賛成であるが、以下の対策に積極的に取組む必要があると考える。

##### ① 化学物質対策に係る基本法の制定

WSSD2020年目標を総合的かつ計画的に実現していくためには、現行の縦割り型の管理システムを統括する司令塔が不可欠である。化審法改正時の参議院付帯決議においても基本法のような法的枠組みの検討を早急に開始することが明記されており、化学物質対策に係る基本法の制定は今後5年間の最重要課題のひとつである。化学物質管理の基本理念、基本施策、司令塔たる組織の設置を定める基本法の制定及びそれに基づくすき間のない個別法整備に着手することを明記すべきである。なお、司令塔組織は、原子力行政の教訓を踏まえて、環境省の下に設置すべきである。

##### ② SAICMの国内政策への統合

SAICMにおいては、政策決定プロセスへの多様な主体の参加とそれによる政策の透明性・説明責任の確保が求められている。ところが、現在、設置されている「SAICM関係省庁連絡会議」は、行政の担当部局のみで構成されているうえ、会議も公開されておらず、到底SAICMの要請を満たしているとはいえない。

「SAICM国内実施計画を2012年7月までに策定予定」とのことであるが、同計画の策定にあたっては、多様な主体の参加と透明性・説明責任が確保されるようにすべきである。実施計画の策定にあたっては、「化学物質と環境政策対話」

（仮称）の活用を検討するとのことであるが、計画の対象が広範囲の政策にわたることを考えると、政策対話には相当の時間を要することが見込まれるので、すみやかに議論をスタートさせる必要がある。

##### ③ 農薬使用による生態系への影響の把握

最近、ネオニコチノイド系農薬やフィブロニルなどの使用に伴い、アカントボ、ミツバチなどの生物が激減していることが報告されている。このような農薬使用による生態系への影響について調査を行い、生態系保全の観点からの農薬使用規制のあり方を検討すべきである。

##### ④ 化学物質過敏症・電磁波過敏症対策の推進

化学物質過敏症・電磁波過敏症についての発症メカニズム、治療方法等についての調査研究を推進すべきである。発症メカニズムが未解明であっても、化学物質や電磁波にきわめて敏感で、微量ばく露により体調不良をきたす人々が存在することは事実であるから、これらの人々の人権保障として、フリーゾーンの設置、ばく露削減などの生活上の支障の低減策を検討すべきである。

##### ⑤ その他

・ナノ物質を用いた製品の安全性評価手法の確立や表示の実施を実現すべきである。

・化学物質の複合影響についての調査研究、評価手法の開発に積極的に取り組む必要がある。

・胎児・子どもの発達に影響を及ぼす化学物質についての調査研究（エコチル調査以外）を進め、予防的取組方法に立った規制の実現を検討すべきである。

・リサイクル施設を含む廃棄物処理施設から大気中に排出される有害化学物質（特にプラスチック製品からの排出物質）についての調査研究を進め、大気排出基準を設定すべきである。

・アスファルト舗装、防水工事などに使用されているイソシアネートによる環境を経由した人の健康・環境への影響について調査研究を早急に開始し、必要な対策を講じる必要がある。

・製品中の有害化学物質の使用実態及び環境への放出の実態を調査し、削減策を強化すべきである。以上